

第 23 回岡崎市自転車等駐車対策協議会議事録(28 年度)

日 時 平成 29 年 2 月 6 日(水)午後 2 時 30 分～午後 3 時 54 分

場 所 岡崎市役所東庁舎2階大会議室

出席委員 石川英幸 高野昌彦(代理:大野伸二) 佐藤繁記 稲垣照男
磯村薫 鈴木雅美 新美明彦 野々山浩司 千村孝久 木本正則
吉田昭二(代理:小川克信) 田中義夫 谷上正明 古澤亜希子
門脇久美子 宮本貞夫

欠席委員 大野正弘 大島康司

事 務 局 市民生活部安全安心課:安藤課長 伊藤主幹 深見副主幹
中嶋主任主査

担 当 課 都市整備部交通政策室:水上副主幹

〃 市街地整備課:浅井副主幹 野村主任主査

〃 拠点整備課:神谷副課長 富田主任主査

傍 聴 者 なし

次 第

1 辞令交付

2 会長の互選

3 会長職務代理者指名

4 会議の公開について

5 議事

(1) 自転車等駐車場について

(2) JR西岡崎駅自転車等駐車場について

(3) JR岡崎駅東口自転車等駐車場の整備進行状況について

(4) 名鉄東岡崎駅北口自転車等駐車場の整備進行状況について

(5) 放置禁止区域の変更について

6 会議録調整について

<会議要旨>

【事務局】

(委嘱状交付)

新たに就任した委員に委嘱状を席上配付により交付した。

任期は平成 31 年 2 月 5 日までとする。

(会長の互選)

委員の互選により稲垣委員が推薦され承認された。

【会長】

(会長職務代理者指名)

会長より宮本委員を指名し承認された。

(会議の公開)

当会議を公開することとした。(傍聴者なし)

(議事(1))について事務局へ説明を求める)

【事務局】

(議事(1))について説明)

まず初めに、岡崎市が管轄する自転車等駐車場は、鉄道駅を中心に市内 18 箇所ある。駐車料金については、東岡崎駅南口にある名鉄経営の 1 か所を除いて全て無料となっている。

放置自転車について、市内には駅周辺を中心として、放置自転車が多々ある。

市では、条例に基づき放置自転車を撤去するとともに、主要駅周辺を放置禁止区域に指定するなどし、放置自転車対策を行っている。

放置自転車については、道路上にあれば交通安全の妨げになるし、景観もそこなう。また、自転車等駐車場内での放置は、利用者に多大な迷惑となる。

そこで、放置自転車対策として条例を定め、特に駅利用者が多く、周辺に自転車が放置されるおそれの多い区域として、J R 岡崎駅周辺及び名鉄東岡崎駅周辺を自転車等の放置を禁止する区域に指定し、それらの区域をはじめとして放置自転車の撤去業務を行っている。平成 27 年度は市内全域で合計 2,088 台の自転車を撤去した。

自転車の撤去の方法等について

巡回中に放置自転車を見つけた、あるいは市民の方から放置自転車の通報があった場合の対応について、放置禁止区域内については、警告札を貼りつけた後、翌朝に撤去している。一方で放置禁止区域外である公道及び自転車等駐車場内においては、警告札を貼りつけ、1 週間を経過した時点で撤去する。

注意すべきは、私有地（私の土地）に放置された自転車は、市では撤去できない。土地所有者の責任において対応をお願いしている。

撤去した自転車は、暮戸町にある保管所にて 3 か月間保管し、所有者が引き取りにこなければ、産業廃棄物として処分している。

放置自転車の撤去状況について

平成 28 年度放置自転車撤去台数については、昨年 4 月以降 12 月末までに、1,617 台撤去した。直近の数字では、昨日までに 1,809 台撤去している。

平均すると毎月 150～200 台前後撤去している。その中でもとりわけ、自転車等駐車場内での撤去が、かなり大きな割合をしめている。

放置自転車撤去台数の推移について

平成 23 年度の 2,611 台をピークに減少傾向にある。今年度の最終的な撤去台数は、このまま推移すれば前年並みになると思われる。

自転車の盗難について

鉄道駅における自転車等駐車場内での自転車盗難が多発している。今後も警察機関等と連携し、盗難防止啓発用看板の増設や、様々な機会を通してツーロックの啓発等を積極的に行い、盗難防止に努めていく。

経費について

平成 27 年度に関して 21,957 千円の支出があった。

自転車等駐車場を維持管理していく上での費用として 19,647 千円、主な内訳として、委託料がある。これは、主要な鉄道駅において自転車等駐車場利用者の多くが集中する通勤通学時間帯に、自転車の誘導並びに整理をシルバー人材センターへ委託しているもの。

また、放置自転車の撤去に関する費用として 2,310 千円、主な内訳としては、放置自転車処分にかかる委託料 841 千円があった。

また、収入として 1,996 千円があった。内容としては、自転車等駐車場の土地の一部に自動販売機の設置を許可することに対する使用料収入。

放置自転車の処分について。

現在は所有者が保管期限内に引取りにこなかった放置自転車は、産業廃棄物として処分している。

平成 27 年度は 1,416 台を 841,104 円かけて処分した。

年々処分費が高騰している事情もあり、売り払いきれないか検討してきた結果、今年 3 月以降より売り払いきる目途がついた。経費の大幅な削減につながることから、今後は引き取りのなかった自転車等については売り払いする方向で進めていきたい。

【会長】

(委員に対して質問促す)

【委員】

いまの説明の中で、自動販売機を設置して経費を削減してなんとかうまくやっっていこうとしていることを聞いて、市の方に感謝する。私どもは、イベントなんかやるときに、このイベントに協力していただいた企業様というような形で名前とかを載せたりしている。つまり、駐輪場に、駐輪場の維持管理に協力していただいている企業様ということで、広告を載せて、それも収入にしてという、インカムの方法を広げることについて、検討いただけないか。

【事務局】

そのような方法があるということは、承知しているのでいただいた意見を参考に今後検討していく。

【委員】

説明の中では、自転車等、等が入った対策を行っているということだが、自転車等の等の中には原付バイクが含まれると一般的には思われるが、そのあたりの条例の中での位置づけも気になる。また、放置自転車の撤去の台数と言われていた。自転車については、警告書を貼りながら撤去等を行っていることは理解できるが、原付バイクに対する対策については、行っていないのか？

【事務局】

説明した撤去台数の中には、自転車しか含まれていないが、条例の中においては、原動機付自転車も自転車等の等を含めた位置づけとなっている。撤去の方法については自転車と同様な方法で撤去している。原動機付自転車については、年間 20 台程度撤去している。

【委員】

先ほど説明の中で私有地に放置された自転車は、土地の所有者に処分の判断を任せるとあったが、処分費用は土地の所有者が負担するということか？

【事務局】

撤去の根拠については、条例に基づき行っている。私有地に放置された自転車を撤去する権限が市にはない。土地所有者が管理権に基づき処分することになる。自身で中央クリーンセンターへ搬送すれば無料である。費用はかからないが、手間はかかる。処分する前に、岡崎警察署へ問い合わせをし、盗難品であれば警察が回収をする。

【委員】

クリーンセンターへ持って行けば費用はかからないが、所有者が処分する場合は費用がかかるということか？

【委員】

放置自転車が自分の敷地の中にあるとすると、自転車にも財産権があるわけで、勝手に廃棄物であると判断はできない。まず、警察。警察へ話をして警察がどういうものか判断する。そこからでなければ何もできない。警察が判断するのは盗難車かどうかだけ。不法に置かれているものに対して、すぐに処分はできないはず。

【事務局】

まずは、盗難かどうかの確認を警察にさせていただく。その後は土地の管理権に基づき処分してもらう。

不法投棄については環境部で対応しているので会議終了までに確認し、連絡する。

【会長】

(委員に対して質問促す)

質問等なし

(議事(2)について事務局へ説明を求める)

【事務局(交通政策室)】

(議事(2)について説明)

J R 西岡崎駅の駐輪に関する現状について

現在は北口に駐輪場がある。平面駐輪場一部ラック式。100 台分の収容台数がある。実際の駐輪状況は、駅前広場の歩道上に自転車が駐輪してある。

平成 27 年 10 月に駐輪台数を現地調査した際のピーク時の台数について、北口駅前広場に 415 台、北口駐輪場には 4 台、南口の駅前広場に 136 台の計 555 台が駐輪されていた。大半の自転車は駅前広場の歩道に駐輪されている状況。

新たな駐輪場整備の必要性について

国の定める基準によって 1 日の乗降者数が 3,000 人以上ある駅について、エレベーターやホームから転落防止のための点字ブロックの整備など、バリアフリー化を推進する必要がある。

西岡崎駅においても 1 日当たり 3,000 人以上の利用者があり、バリアフリー化を推進すべき駅の一つとなっている。エレベーターを設置する工事期間中については、駅舎周辺の歩道を工事スペースとして利用するため、駐輪ができなくなることで、またエレベーター設置後においても車いすや高齢者、ベビーカーを使用する方が快適に移動できて、バス等他の交通機関へ乗り換えできる空間を確保する必要があることから、新規で駐輪場を設置し、駅前広場に駐輪されている自転車を移設する。

駐輪場の整備内容について

既存の北口駐輪場の西側に 400 台を収容する平面駐輪場を新設する予定。今年度用地は買収済み。平成 29 年度、30 年度をかけて駐輪場を整備していく。南口については、駅前広場が比較的大きく道路も広いので歩道部分を広げるなど道路用地を変更して駐輪スペースを設けた上で約 200 台分の駐輪場の整備を行っていく。平成 29 年度に広場の設計、30 年度に広場の変更工事、駐輪場の整備工事等を予定している。

【会長】

(委員に対して質問促す)

【委員】

防犯カメラ等の設置はどうか

【事務局(交通政策室)】

防犯カメラ、照明の設置について考えている。

【会長】

(委員に対して質問促す)

質問等なし

(議事(3)について事務局へ説明を求める)

【事務局(市街地整備課)】

(議事(3)について説明)

J R 岡崎駅の東側については、土地区画整理事業が施行されている。駅東口の駅前広場の東側のシビックコア地区交流拠点用地に新しい駐輪場が建設される予定。無料の自転車等駐車場があったが、撤去し、現在は更地にして民間の集客施設（誘導施設）と民間駐輪場の建設工事に着手している状況。将来の公園予定地に現在仮設の自転車等駐車場がある。西口に関しては、無料自転車等駐車場がある。

整備計画の概要について

公有地の活用事業ということで本市初となる民間の事業者が自ら施設を整備し運営する。誘導施設を使って賑わいの創出と新たに有料駐輪場を整備する。事業用の定期借地ということで、岡崎市が事業者の 30 年間有償で土地を貸し、事業を行ってもらう。参考までに、誘導施設として、レストラン・カフェ・宿泊施設の建設が予定されている。

駐輪場について

位置は、駅前広場よりも、公園と誘導施設を挟んだ南側になる予定。事業者は、名古屋市にある蔦井株式会社が建設から運営まで行う。この会社は名古屋市にて駐輪場の民間運営の実績がある。建物は鉄筋 2 階建 24 時間営業。収容台数については既存の無料自転車等駐車場と同様の台数を確保し、自転車 1653 台、原動機付自転車 230 台。今回の駐輪場は民間事業者が整備し、運営するということが有料となる。料金については、自転車 1 回 150 円、原動機付自転車 1 回 200 円。その他に一般、学生を含め定期利用の料金設定もある。今年 1 月に正式な公正証書の締結をし、既に工事に着手している。今後の予定としては平成 29 年 7 月に供用開始の予定。

【会長】

(委員に対して質問促す)

【委員】

J R 岡崎駅東口に新しい有料駐輪場ができることについては理解できた。J R 岡崎駅西口の駐輪場は、現在無料であるが、今後どうしていくのか？東口と同様撤去して、有料化にするのか？

【事務局】

J R 岡崎駅西口自転車等駐車場は、当面の間は無料で存続させる。

【委員】

新設する駐輪場は 1 回の料金が 150 円ということだが、通勤通学時間帯の朝

の忙しいときに、中途半端なお金を用意して支払うのは面倒だと思う。

以前の自転車等駐車場にあったような二段式ラックについては、使いづらい。

現在の仮設自転車等駐車場よりも場所が遠くなって有料化にするのはどうかと思う。やはり駐輪場は駅から近くがいい。有料となると、駅周辺への放置自転車が心配。

【事務局(市街地整備課)】

料金の 150 円の設定については、民間事業者が運営していく中で出した金額。名鉄経営の東岡崎駅南口駐輪場が同様の 150 円。運営について、朝の通勤通学時間にお金を払うのが大変だという意見だと思うが、自転車にロックをかけて、帰ってきた際にロックをはずすタイミングで清算するシステム。無料だった頃と比べるとお金の出し入れ等、清算の手間はかかるが、そのあたりについては理解いただきたい。

無料自転車等駐車場で使用していた 2 段式ラックについては、女性や高齢者にとって使いづらいという意見は多く聞いていた。新設される駐輪場については、そのままタイヤを乗せてスライドさせる設備で、2 段式ラックではない。以前の無料自転車等駐車場は防犯性の面で盗難も多かった。また安全性について、駅前広場とあまりにも近かったため、駅前広場を自転車が多く通り、歩行者と錯綜して危険であった。新設される駐輪場は従前よりも駅前広場から遠くなる。駅改札口までの距離が延びてしまい、利用者の方には多少不便をかけると思うが、自転車の導線について東側南北の市道を通ってもらうように誘導し、なるべく駅前広場を自転車が通らないことを期待している。自転車なので自由に駅前広場を通る可能性もあるが、駐輪場の供用開始までに、新設される駐輪場への自転車の導線について、どのように駐輪場へ誘導していくかについて、市の関係各課や警察の意見も聞きながら対処することを検討しており、この点については課題として認識している。

【会長】

(委員に対して質問促す)

質問等なし

(議事(4)について事務局へ説明を求める)

【事務局(拠点整備課)】

(議事(4)について説明)

現在本市では、名鉄東岡崎駅周辺整備として「北東街区有効活用事業」を進めている。以前、吹矢の駐車場があった部分の公共用地を民間の方に貸し、賑わいの創出、魅力ある空間の整備を図っていく。この民間事業の中で駅周辺の駐輪場について提案をいただきながら施設全体を民設民営で整備していく。昨年 8 月頃に一度、事業の見送りを行った。再度募集をかけ、今年 1 月中旬に

数社の事業者から提案を受け、応募を打ち切った。2月中に事業提案の内容の審査を行い、優先的に交渉できる事業者を決定し、公表していく。

駐輪場については有料化となるが、要求水準を設けている。収容台数や防犯性、安全性、利便性について、細かく項目を設定し、その内容を満たした提案とするようにした。今回応募のあった提案は全て、基本的に要求水準について盛り込まれていることを確認している。しかし現状ではまだ、優先交渉権者が確定していない。2月下旬には公表できると思うので、しばらくお待ちいただきたい。現状について、東岡崎駅改札口の東側の敷地が仮設駐輪場として使われているが、この部分で明大寺交番の移設工事を行うため、2月13日を持って完全閉鎖する。代替として、駅北側の道路を挟んだ北側、川との間に仮設駐輪場を整備し、供用している。この仮設駐輪場も、平成29年頃から本格的な工事に入る予定である駅と道路を上空で横断していくペデストリアンデッキ建設の進捗状況を見ながら、再度適切な場所へ移転させる必要があると考えている。詳細はまだ決定していないが、その際には、利用者の方への周知徹底を図っていく。

【会長】

(委員に対して質問促す)

【委員】

進捗状況についてよく分かったが、今後J R岡崎駅周辺と同様、問題が出てくると思う。一番難しいのは、無料から有料へ持っていく方法。行政と民間事業者とのすり合わせが必要であると思う。その辺りのやり方次第で、すんなりスタートできるのか、ごたごたするのか、それによって民間事業者のやる気も違ってくると思う。よろしくをお願いしたい。

【事務局(拠点整備課)】

決定した業者と調整を行いながら、スムーズに有料化へ移行できるようにしていきたい。

【会長】

(委員に対して質問促す)

質問等なし

(議事(5)について事務局へ説明を求める)

【事務局】

(議事(5)について説明)

議事(1)でも説明したが、放置自転車対策の一環として、特に駅利用者が多く周辺に自転車が放置されるおそれの多い区域として、J R岡崎駅周辺及び名鉄東岡崎駅周辺を自転車の放置を禁止する区域に指定している。

前回の会議で議題とし、また、先ほど説明があったとおり、ＪＲ岡崎駅・名鉄東岡崎駅の周辺が民間事業者提案募集事業として整備されることにより、両駅の自転車等駐車場についても移転、新設された上で有料化となる。

他市の同様の事例を踏まえると、自転車等駐車場が無料から有料化となった場合には、駅に近い場所だけでなく、比較的駅から離れた場所でも自転車の放置が多く発生することが予想されることから、放置禁止区域を広げて、対応していきたいと考えている。

今回に関しては、整備が進んでいるＪＲ岡崎駅について案を示すもの。名鉄東岡崎駅周辺に関しては、整備状況を踏まえ、今後、変更する区域について検討していく。

別紙の地図、ＪＲ岡崎駅周辺について

黄色のマーカー部分の内側が現状の放置禁止区域。他市ではおおむね駅を中心として半径500メートル内を放置禁止区域としている所が多いこと、また現地を確認した上で、今回の案として外側に記入したラインの中まで区域を広げたいと考えている。

【会長】

（委員に対して質問促す）

【委員】

ＪＲ西岡崎駅の場合、新設される駐輪場は駅からの距離が遠くなり、不便さを感じて駅周辺に駐輪してしまうということがあると思うが、ＪＲ西岡崎駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定する考えはあるのか。

【事務局】

現在のところは考えていない。駅の乗降者数が、ＪＲ岡崎駅名鉄東岡崎駅と比較するとかなり少ない。今回意見をいただいたので、その辺りも踏まえ今後検討していく。

【委員】

放置禁止区域というのは、表示か何かがあるのか。範囲を広げた場合の周知方法はどのようなのか。また、その中で放置された自転車を、通知が来て返還する場合に、罰則のようなものはあるのか？

【事務局】

放置禁止区域の案内について、現在では主要な道路上に看板が設置しており、ホームページでも公開している。また範囲を広げるに当たって、市政だより等での案内や、案内看板の増設も行っていくが、案内看板の増設には限界がある。

撤去した自転車は、撤去場所が放置禁止区域の外、中を問わず所有者が判明

したものについては、引取り依頼の通知をハガキにて行っている。引取りに来た場合には、現在のところ罰則はなく、無料で返還している。

【委員】

区域を変更するに当たってはどのような手続きが必要か。

【事務局】

本日の意見を参考に事務局で決定し、告示する。

【委員】

放置禁止区域を広げるということで、そうした場合に、住民への説明がほしい。羽根学区については、定例総代会もあるので、そういった場で住民への説明が必要であると思う。よろしく願いたい。

【委員】

東岡崎の北口の道路の南側、バス乗り場内について、自転車は通行してよいのか？

【委員】

名鉄の土地。引いていくのなら良いと思う。

【委員】

本日の会議の内容について、どこまで情報提供してよいか。

【事務局】

会議は全て公開となっている。また、会議録も作成し後日ホームページで、公開する。特に 7 月に供用開始予定の J R 岡崎駅東口の駐輪場について、学生等へ周知してほしい。資料もホームページに掲載してあり公開されている。2 月 1 日号の市政だよりもに掲載している。放置禁止区域については、本日の意見を参考にし、事務局で作成する。決定したらホームページ等で公開するとともに、ポスターやチラシ等については各学校へ配布する。

【会長】

(委員に対して質問促す)

質問等なし

(議事審議終了)

(会議録調整)

会議の字句、整理について会長に委任することです承された。

【事務局】

慣例では年 1 回この会議を開催しているが、場合によっては今後回数が増える可能性もあるのでご理解とよろしく願いたい。

会議の始めの方で委員から質問のあった、私有地に自転車が放置された場合について、相談先は廃棄物対策課及びゴミ対策課となる。担当課に確認したところ、様々なケースがあると思われるので、個別に問い合わせしてほしいとの

ことであつた。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第 23 回岡崎市自転車等駐車対策協議会を閉会した。

(午後 3 時 54 分閉会)